令和２年度広島県教員等資質向上指標（教頭）【暫定版】

|  |  |
| --- | --- |
| 区分※１ |  |
| 学校経営ビジョンの構築・実現 | 国や県・市町の教育改革の動向や行政施策等を踏まえ，幼児児童生徒や学校，地域等の実態を的確に把握して，学校の使命及び課題を明確にすることができる。それを校長に進言するとともに，教職員と共有することができる。 |
| 校長の経営方針を踏まえ，学校経営ビジョンの実現に向けて，校内体制を整えるとともに，教職員や保護者，地域，関係機関等と適切にコミュニケーションを取りながら，協働関係をつくるなどのリーダーシップを発揮することができる。 |
| 校長の方針のもと，学校の自己評価と学校関係者評価等により，学校経営ビジョンの実現に向けた取組の成果と課題を保護者や地域と共有し,教職員一人一人がその評価の結果を学校の改善につなげられるよう指導助言することができる。 |
| カリキュラム・マネジメント | 校長の方針のもと，広島版「学びの変革」※２アクション・プランを踏まえ，新しい時代に必要となる資質・能力を身に付けさせるために必要な教育の内容等を，学校教育目標の達成に向けた教科等横断的な視点で組織的に組み立て，学校の実態に合った教育課程となるよう教職員に対して指導助言することができる。 |
| 子供主体の授業づくり等を目指した教育活動の質の向上に向けて，編成した教育課程を実施し評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを教職員を巻き込んで展開するよう,教職員に対して指導助言することができる。 |
| 適正かつ円滑に教育課程が実施されるよう，地域等の外部の人的・物的資源等を把握し活用を図るなど，教職員に対して指導助言することができる。 |
| 人材育成 | 「学びの変革」の推進を通して，文化や価値観の違いを認識し，様々な人材と協働して，失敗を恐れず果敢に挑戦し続け,新たな価値を創造するよう,人材育成を計画的に進めることができる。 |
| 教職員の主体性が発揮されるよう，適宜適切な指導助言を行いながら，人事評価を行うことにより，教職員の意欲や資質の向上，使命感の高揚，能力開発を図ることができる。 |
| 教職員個々の能力・適性等を的確に把握するとともに，それぞれに応じたＯff-ＪＴ（研修の受講等）や組織的なＯＪＴの実施を促すことにより，教職員の学び続ける意欲を高めるための働き掛けを行うことができる。 |
| 組織・環境づくり | 教職員の能力・適性や職務遂行状況等を把握するとともに，教職員と適切にコミュニケーションを図り，主任層を中心とした主体的かつ円滑な校務分掌業務の遂行を促すことができる。 |
| 校長の方針のもと，教職員一人一人が持っている力を最大限に発揮し，自由闊達な明るい雰囲気の中で生き生きと教育活動に取り組める環境を整えることができる。 |
| 学校における働き方改革の推進の視点から校務を捉え，改革の推進に向けた具体的な取組を整理・調整し，実施することができる。 |
| 保護者・地域・関係機関等との協働 | 校長の方針のもと，保護者や地域，関係機関等との良好な関係を維持し，相互に情報交換等を行うことができる。 |
| 保護者や地域，関係機関等に，学校の立場や方針，学校経営等に係る根拠等を分かりやすく伝え，学校経営目標を踏まえた取組となるよう働き掛けを行うことができる。 |
| 学校や地域の実態を踏まえ，学校と地域がパートナーとして連携・協働する体制を維持できるよう調整し，「地域とともにある学校づくり」を推進することができる。 |
| 危機管理 | 法令等を遵守するとともに，教職員の服務についての適切な指導・監督を行い，規律を確保することができる。 |
| 幼児児童生徒の安全を確保するために，生徒指導体制の整備や学校安全（生活安全・交通安全・災害安全）に関する教育を円滑に進めることができる。 |
| 教職員の危機管理に対する意識を高め，生起した事案に対して組織的に取り組む体制を整備するとともに，未然防止のための取組を推進することができる。 |

※１　各区分は，相互に結び付いている。

※２　「学びの変革」…広島県教育委員会では，県内全ての幼児児童生徒に対し，これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した「主体的な学び」を促す教育活動を推進するため，「広島版『学びの変革』アクション・プラン」に基づいた取組を進めている。